

# 近代宇治における遊覧地形成 —宇治保勝会による宇治公園整備と本多静六ら による宇治町公園計画案に着目して—

林 倫子<sup>1</sup>・青柳 昇吾<sup>2</sup>

<sup>1</sup>正会員 関西大学准教授 環境都市工学部 (〒564-8680 大阪府吹田市山手町 3-3-35)

E-mail: mhayashi@kansai-u.ac.jp

<sup>2</sup>非会員 元関西大学環境都市工学部都市システム工学科

本研究では、後年の宇治都市計画の風致地区指定や公園整備事業の礎となったと考えられる、宇治町による明治 40 年代頃からの遊覧地形成に着目し、宇治保勝会が立案した「宇治公園計画」および同会によって行われた植樹事業の内容、そして本多静六と関口鏝太郎によって立案された「宇治町公園計画案」の内容を明らかにし、それぞれが同地の遊覧地形成に果たした役割について考察した。その結果、1)宇治保勝会の諸事業によって、宇治を遊覧するための遊歩道ネットワークが形成・美化され、その後の地区の修景の方針決定につながったこと、2)本多らの立案した「宇治町公園計画案」は「公園都市」の形成を視野に入れた計画であったため、遊覧地区域にとどまらない多様な具体案が盛り込まれたほか、遊覧地の質をさらに向上させるための新しい視点が含まれていたこと、を明らかにした。

**Key Words:** sightseeing area, historic spots, Uji, park planning, organizations for preserving beautiful sceneries

## 1. はじめに

京都府の宇治は京都近郊の名勝として古くより著名であり、特に平等院や宇治神社、聖興寺などの名所が集積する宇治川とその沿川一帯では現在も良好な風致が維持されている。現在はその中心に、宇治川中洲の塔の島・橘島とよりみち公園からなる風致公園である京都府立宇治公園が位置している<sup>1)</sup>(図-1)。この公園は、近代宇治における遊覧地形成の過程で生まれたものである。

宇治公園は、1911(明治 44)年に内務省による「塔の島公園」の開設がそのはじまりとされており<sup>2)</sup>、この塔の島公園開設につながった出来事として、浮島十三重塔の発掘・復元事業が知られる。『宇治市史』によると、浮島十三重塔の復元は 1895(明治 28)年に福田海によって企画・実施され、1908(明治 41)年に完成したものである<sup>3)</sup>。その構想段階において、京都府会議員舟木宗治を発起人として、史蹟保存を目的に 1902(明治 35)年に設立されたのが宇治保勝会である<sup>4)</sup>。この宇治保勝会は朝日山修景問題などを手がけたことにより「観光地宇治の礎石を築き上げ」<sup>5)</sup>たとされている。



図-1 現在の宇治公園とその周辺  
(地理院地図(電子国土 Web) 年度別写真 2008 年の航空写真上に、筆者が加筆)

朝日山修景とは、宇治発電所建設に伴って開発された山腹の修景工事を指す。同工事に関する筆者による研究成

果<sup>6</sup>より、宇治保勝会は1902（明治35）年に設立されたのち一度はその活動を維持できなくなっていたが、1909（明治42）年2月頃に「名勝舊跡の保存修営、平等院公園の擴張、宇治川沿岸花樹の栽培等を初めとして漸次事業を進捗し多年世人に負ふところの名勝を永世不朽ならしめ、以て四方来遊の人士をして一層多大の快感を得さしめんとすの計畫」のもと<sup>7</sup>、北本雄久世郡長の主唱により再結成され<sup>8</sup>、風致毀損対策である宇治公園計画を独自に立案した。同会の事務所は宇治町役場内に置かれ、会の事業は会員と有志者からの寄附金品によって実行される規則であった<sup>7</sup>という。このような体制からも、宇治保勝会は、宇治町の有力者らが構想していた遊覧地形成を具体的に推進するための団体という一面を持っていたものと考えられよう。しかし宇治保勝会がどのように宇治の遊覧地化を進めようとしたのかについては、新聞報道などから事業概要などが断片的に確認できるものの、事業範囲やその事業が遊覧地化に与えた影響について総合的に検討した研究はない。

さらに、1922（大正11）年5月の英国皇太子宇治訪問を契機に宇治町内で構想されたという、宇治川ラインから平等院に至る大宇治公園整備計画<sup>9</sup>もまた、宇治の遊覧地形成過程の一端として特筆すべきものである。1926（大正15）年10月には、当時宇治町長であった中村清一が、本多静六と本多の推薦を受けた京都帝国大学助教関口錠太郎農学士に「宇治町公園計画案」の立案に向けた調査を依頼し<sup>10</sup>、1927（昭和2）年11月1日付で同計画案がまとめられた<sup>11</sup>。『宇治市史』では同計画案の「根本方針」が紹介されているものの、その計画内容の細部を分析した研究はなく、『宇治市史』内でも「こうした他力本願的な構想ではどうい計画完遂には程遠く、答申案のほとんどは実現されがたい情勢にあった」<sup>12</sup>と、後年にこの構想の大部分が公園整備事業としては実現しなかった点に言及しているのみである。

本研究では、明治40年代頃から宇治町が独自で推進した遊覧地形成の動きを明らかにするため、まず、宇治保勝会が朝日山修景問題時に立案したという「宇治公園計画」と、同会によって行われた植樹事業をもとに、宇治保勝会が宇治川周辺の遊覧地形成に果たした役割を考察する。次に、本多静六らによって立案された「宇治町公園計画案」の内容を明らかにし、宇治保勝会による「宇治公園計画」の内容と比較検討することにより、本多らの参画によって遊覧地構想がどのように発展したかについて考察する。これらの内容は、後年の宇治都市計画の風致地区指定や、その後に進められていく公園整備事業に影響を与えたものと想像される。

## 2. 宇治保勝会による遊覧地形成

### (1) 宇治保勝会の概要と活動

宇治保勝会発起人であった舟木宗治著『宇治名勝案内記』（1903（明治36）年）に収録された「宇治保勝会規則」には、「第一条 本会は宇治の風致を保存し旧蹟を修営するを以て目的とす」「第三条 本会の事業は会員及有志者の寄附金品を以て之を営む」<sup>13</sup>とある。設立当初から活動資金は会員または有志者からの寄付金とされていたため、風致保存・旧蹟の修繕として手がけた事業のうち公文書に直接記録されているものは一部にとどまるものと推測される。本研究では、京都府庁文書『久世郡役所文書』から把握できる宇治保勝会の植樹事業と、新聞報道等で把握できる事業について、その解明を行う。

なお、次章で取り上げる本多静六立案の「宇治町公園計画案」には、宇治保勝会について「町内景勝ノ保存開発ソノ他遊覧客誘致策等ヲ常ニ研究シツヽアル」（p.16）と記されており、大正頃からの同会は遊覧客の誘致も熱心に行っていたことが確認される。なお宇治保勝会は1926（大正15）年に「宇治保勝協会」に再編され、さらに1933（昭和8）年には「宇治遊覧協会」に再編され、のちに観光協会となった<sup>14</sup>。

### (2) 宇治保勝会による公園計画

宇治保勝会の公園計画については前稿<sup>6</sup>でも記したため、本稿には主要な部分のみを抜粋する。

宇治保勝会が再結成された1909（明治42）年11月時点での報道によると、宇治保勝会による公園計画の内容は、宇治発電所によって開発されつつあった仏徳山横の朝日山の山上に平地を造成しそこに通じる道路も新設すること、公園の東側では宇治川発電所放水路の溜水池沿いに桜を植えて「営造物」を設けること、西側では宇治川の中洲である浮島や平等院を取り込んで道路を設け船橋を架すること、が確認できる<sup>15</sup>。水力発電所の建設を契機とする観光開発計画として、宇治川畔、中洲、そして発電所放水路の貯留池や近隣の山上までを含む大規模公園整備が構想されていた。翌1910（明治43）年1月、保勝会は京都市某技手に公園設計を嘱託し、同年4月にはその設計と予算が完成したという<sup>16</sup>。そして1911（明治44）年6月には、公園計画の一部に属する宇治川の宇治橋上流およびその左右両岸堤塘の占用が大森府知事より許可され<sup>17</sup>、河川沿いの遊歩道整備が行われた<sup>18</sup>。

加えて、宇治保勝会は、宇治発電所建設を進める宇治川電気株式会社に対して風致毀損問題の補償を求め、放水路上に新設する観流橋と浮島と川岸をつなぐ喜撰橋を擬宝珠を配した和風の木橋として架橋させ、宇治橋と合わせた「宇治の三名橋」とした<sup>19</sup>。さらに、発電所放水路に設備する水抵抗器（Water Reostat）の格納庫を「堅

田の浮御堂」を模した風雅な木造建築として建設させた<sup>20)</sup>。

これらの事業により宇治川兩岸および塔の島はお互いに行き来が可能になり、かつ宇治川沿いに新たに建設された橋や建築は和風の瀟洒なものとなった。つまり宇治保勝会が取り組んだ「公園計画」は、当地を遊覧するための遊歩道ネットワークの形成と、和風意匠というその後の地区の修景方針を決定したという面で、遊覧地としての当地の基礎を作り上げたと評価できるであろう。

### (3) 塔の島公園の植栽管理と架橋

宇治川に水没していた浮島十三重塔は、1908（明治41）年8月に福田海の人々によって宇治川の中洲であった塔の島上に復元されたのち、同年9月に国指定の文化財となった。そして1911（明治44）年には、内務省によってこの塔の島に「塔の島公園」が開設された<sup>21)</sup>。

この塔の島公園への宇治保勝会の関与については、1919（大正8）年10月1日に久世郡長が京都府内務部長宛に返送した、公園調査の調書<sup>22)</sup>からうかがえる。同調書では公園として浮島（俗称塔の島）が挙げられており、その沿革には「明治四十一年浮島ニ石塔ヲ再建ノ後大正元年ニ至リ宇治保勝会之ヲ占用シ今日ニ至ル」、管理者については「官有河川敷地ヲ宇治保勝会ニ於テ占用シニ於テ管理ス」、維持方法は「年々保勝会経費ヲ以テ手入ヲナシ居ルノ外特ニ維持ノ方法ヲ設ケタルコトナシ」とある。つまり塔の島公園の敷地である中洲部分は、宇治保勝会が公園開設の翌年である1912（大正元）年より占用許可を取り、保勝会自身でその管理を行っていたことがわかる。

さらに調書には、塔の島公園の建物設備概要として、「建物トシテハ石塔ノ外ナク、一般遊覧者ノ便ヲ図ル為メ島内全部ヲ開放シ、自然生ノ松樹ヲ手入シ以テ公園式トナシ、同時ニ左岸ヨリ全島ニ通スル木橋ヲ架設シ喜撰橋ト称ス。爾来年ニ手入ヲナシ一般遊覧者ノ便ニ充テリ」（句読点は筆者付す）とある。つまり宇治保勝会は、先述のように河岸と島をつなぐ木橋（喜撰橋）を架橋しただけでなく、石塔しかなかった塔の島で自生していた松樹を手入れして公園として整えたのだという。図-2は上記調書に添付されていた公園の概要図である。塔の島・橋島ともに外周部に砂利のような円状の記号表現が見られるが、塔の島のみ、その内部に山形の記号表現が見られ（図-2 緑部分）、これが松樹の表現ではないかとみられる。

この公園の設立前後で、この塔の島周辺がどのように変化したかを、古写真から確認する。図-3<sup>23)</sup>は1897（明治30）年ごろの塔の島を撮影したものであるが、当然ながら十三重塔はまだなく、ところどころに草木が少し生えている程度であった。それに対して、喜撰橋架橋直

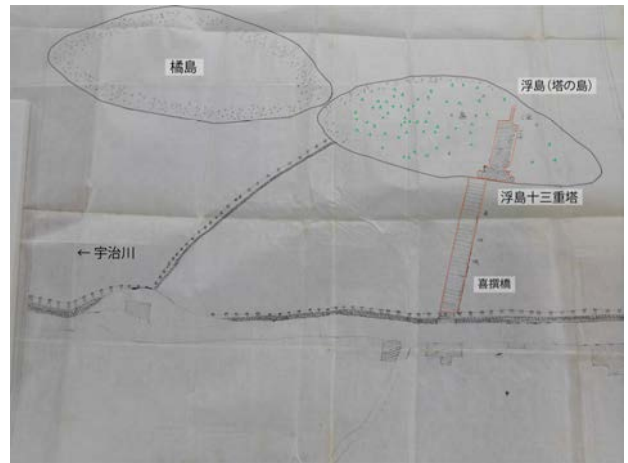


図-2 調書に添付されていた塔の島周辺図（筆者加筆）

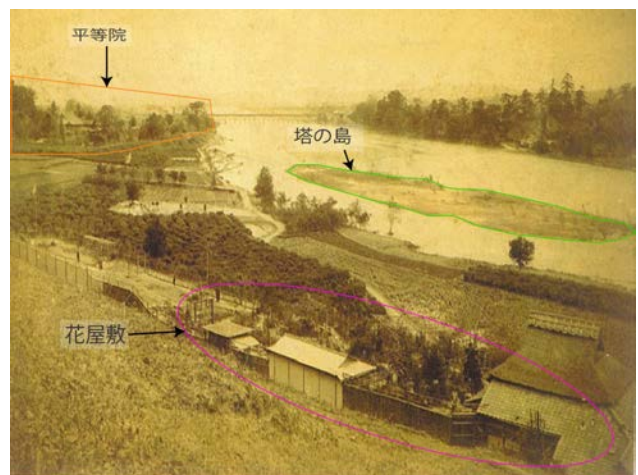


図-3 1897（明治30）年頃の塔の島  
（『宇治川十帖』掲載写真上に、筆者加筆）



図-4 喜撰橋架橋後の塔の島  
（『流域紀行 宇治川の原風景を訪ねて』掲載絵葉書を転載）

後とみられる写真（図-4<sup>24)</sup>）には、塔の島の十三重橋より下流側を覆うように松の幼木が生育している様子が見て取れる。公園調書では「自然生」の松とされていたが、この写真を見る限りでは人工的に面的に植樹されたように見受けられる。中洲への植樹が河川法上認められ難かったため、書類上は「自然生」としていたのかもしれない



い。

#### (4) 宇治川河岸への植栽

その他、『久世郡役所文書』から把握できる宇治保勝会の手がけた事業として、宇治川沿いへの風致樹の植栽がある。

まず1919（大正8）年に、京都府内務部長から久世郡長に対し府費約100円で「宇治保勝区ノ風致造成ノ為メ宇治橋上流沿岸ニ山吹等ノ風致樹ヲ植栽事業」が委託され、それを久世郡長から再委託された宇治保勝会が、宇治川周辺に風致樹山吹の植栽事業を施工した。

「宇治川沿岸山吹植栽施業要領」<sup>29</sup>によると、植栽区域は「第一区 宇治神社境内及上流興聖寺門前迄凡百五十間護岸ニ千鳥形ニ植栽シ興聖寺境内紅葉山前面温泉上流薬師谷迄道下民有地適当ノ箇所ニ植栽事植栽株数約五百株、第二区 薬師谷対岸（左岸）民有地道路ノ上下及道法平等院前堤防法凡百間千鳥形ニ植栽シ尚平等院境内池畔最勝院門前横法原等適当ノ箇所ヲ植栽スル事此植栽株数約五百株、第三区 右岸薬師谷上流民有地道下左岸白川濱ノ上下流ノ箇所ニ植栽ヨリ此植栽株数約千株」とされていた。つまり植樹範囲は、右岸では宇治神社から薬師谷上流まで、左岸では平等院周辺と白川濱周辺であり、植栽の対象は護岸や堤防法面、民有地、道路法面などさまざまであったことが確認できる。上記第一区から第三区の区域と、植栽箇所に関する添付図面の内容を地図上に表したものが図-5である。第一区～第三区の植栽区域は、平等院前から上流側の名所が点在する範囲で、宇治川両岸の沿岸遊歩道から、あるいは川下りの際に視認されると思われる部分を広くカバーしていたこと、さらに平等院池畔前や興聖寺門前、白川濱付近などに重点的に花樹の植栽が行われていたことが確認できる。

さらに「宇治川沿岸山吹植栽施業要領」の施業方法には、「(5) 山吹ハ優美ナル花木ナルヲ以テ観衆カ之ヲ折取スルノ虞レアルニ依リ植付箇所ニ付テハ充分ノ注意ヲ払ヒ又植栽後ノ管理ニ付テハ最善ノ方位ヲ講スルコト」との記載もあった。宇治にゆかりのある山吹などの花木が多く採用されていたほか、これらが遊覧客に手折られる可能性も考慮して植栽するよう指示されていたことも確認できる。

以上から、宇治保勝会の植樹事業は、正式な公園であった塔の島公園への松の植樹だけでなく、宇治川沿いに点在するの名所旧蹟をつなぐ遊歩道周辺を一体的に美化し、遊覧地を彩るための活動であったとみられる。同会が宇治川の宇治橋上流およびその左右両岸堤塘を占用していたのも、この植樹事業のためではないかとみられる。

その後1923（大正12）年にも同様に、京都府から久世郡を経由して、府費による「風致保存上樹木植栽」が

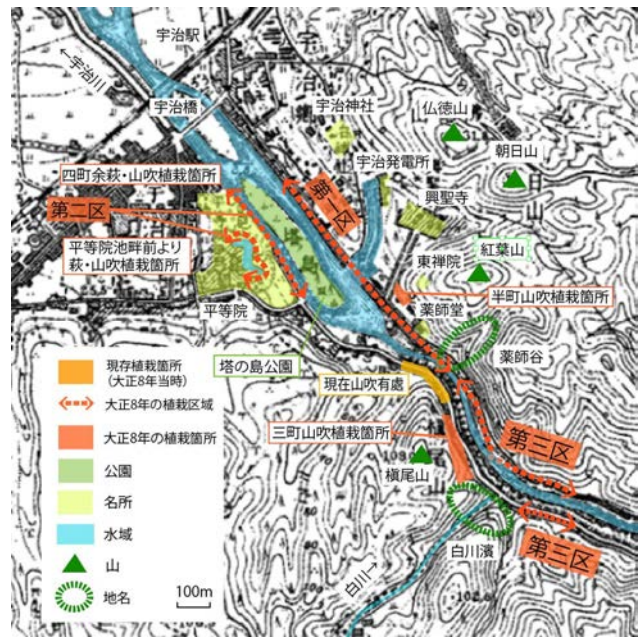


図-5 宇治保勝会による1919（大正8）年の植栽区域と箇所（陸軍測量図「宇治」（1922（大正11）年測図）部分に筆者加筆。地図は、時系列地形図閲覧サイト「今昔マップ on the web」((C)谷謙二)により作成した)

宇治保勝会に委託されたことが確認できる。ただし、このときの植栽箇所は1919（大正8）年のように沿道一帯に及ぶものではなく、1919（大正8）年に重点的に植栽された四箇所にも再度植栽を行うものであった<sup>29</sup>。このように、宇治保勝会の植樹事業は単年度で完結していたのではなく、必要箇所を補植する形で継続的に行われていた可能性がある。

### 3. 「宇治町公園計画案」の目指した遊覧地形成

#### (1) 宇治保勝会の公園計画との計画思想の差異

本多と関口による「宇治町公園計画案」は、宇治保勝会など宇治町が独自に進めてきた「遊覧地形成」としての公園計画とは、大きく異なるものであった。

まず第一に、同計画が公園の形成だけでなく、「公園都市」の形成を視野に入れた計画である点が指摘できる。冒頭の「一. 緒言」において「本宇治町公園計画タルヤ、云フマデモナク宇治町ヲシテ将来最モ合理的ニ発展セシムベキ基礎ヲ定ムル所以ニ外ナラ」（p.2）ないと表明し、続く「二. 宇治町ノ本質使命」では、宇治町の本質使命を「(イ) 史蹟名勝兼遊覧地トシテ」「(ロ) 大阪、京都等大都市ノ郊外公園トシテ」「(ハ) 別荘地、住宅地トシテ」将来の発展を期すべき、と総括した（p.3）。前章にて取り上げてきた宇治保勝会による公園計画は（イ）の形成と充実であったので、「宇治町公園計画案」はその枠を大きく超えたものであることが指摘できる。

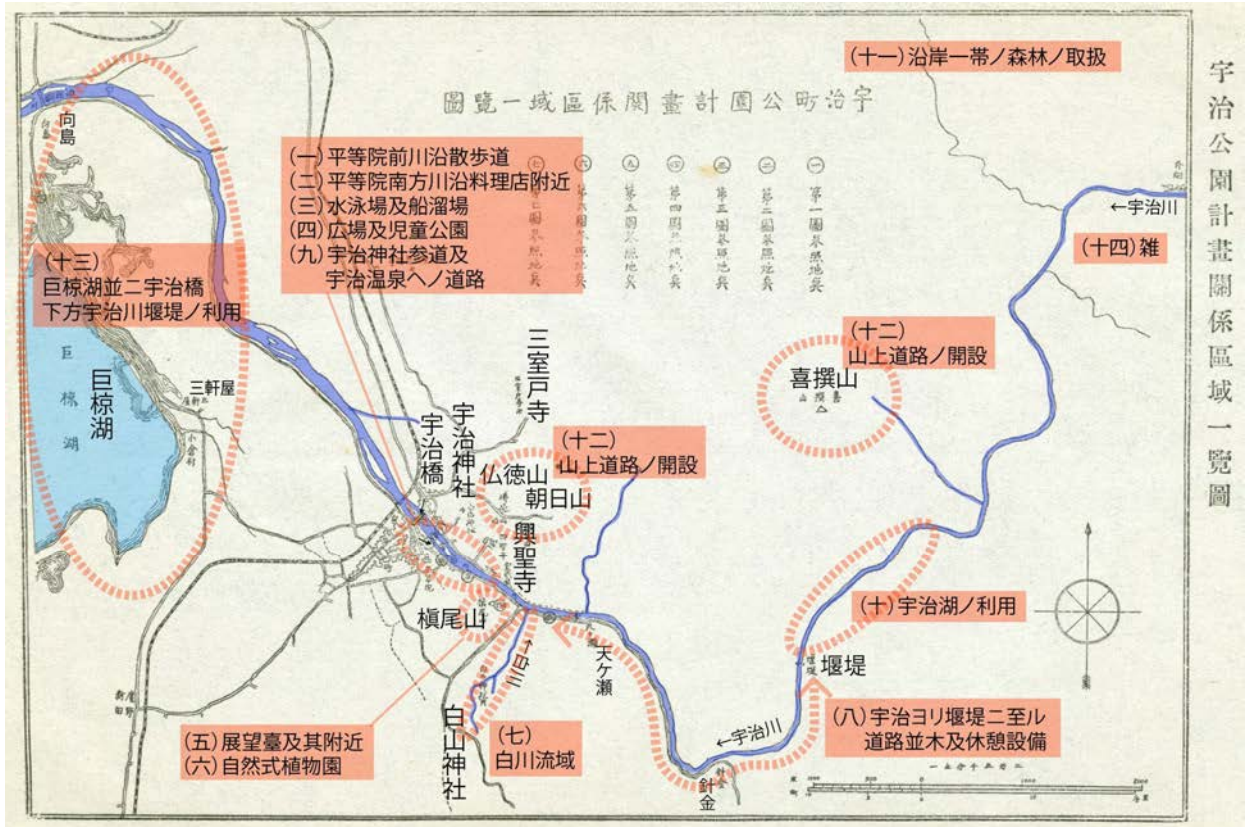


図-6 「宇治町公園計画案」で提案された14の改良案の箇所  
 (「宇治町公園計画案」収録「宇治公園計画関係関係区域一覽図」上に、筆者が位置を推測して加筆)

このため、「三. 宇治町公園計画ノ根本方針」では、「宇治町公園計画ト称スルハ、主トシテ宇治橋ヨリ天ヶ瀬附近ニ至ル宇治川兩岸一帯ノ区域ノ公園計画ヲ指スノデアルガ、前述セル如キ宇治町ノ開発要綱ヲモ考慮ノ中ニ加フルヲ適当ナリト認ムルガ故ニ多少其区域外ニ亘ツテ論ズル所モアル」と断りつつ (p.4), 5つの根本方針の最後に「(ホ) 宇治町本質使命ニ鑑ミ公園ヲ町ノ一部トシテ考ヘルヨリモ寧ロ町全体ヲ公園ト考ヘ、公園ノ中ニ町ガ存在スル如クニ、… (中略) …, 速カニ公園都市的宇治町計画樹立ノ必要ガアル」 (p.6) と述べている。その思想が色濃く反映されているのが、最終章にあたる「六. 宇治町々区計画」の章であり、まさに公園都市としての都市計画について、商業区、住宅区、別荘区などの場所選びや道路網計画に言及したものである。ただしこれらについては具体的な改良案はなく、あくまで理念の提示にとどまっている。

次に、宇治保勝会が公園計画を立案し整備してきた「宇治橋ヨリ天ヶ瀬附近ニ至ル宇治川兩岸一帯ノ区域」の遊覧地形成に関しても、宇治保勝会時代にはなかった、他都市や他地区を視野に入れた提案が見られる。根本方針において「(ニ) 探勝遊覧区域ノ拡張ヲ図リ廻遊的的道路系統ヲ確立スルノ要ガアル」として、『宇治—大津—京都—宇治』の大廻遊線や、『宇治—巨椋湖—観月橋—

宇治』、『宇治—仏徳山—朝日山—喜撰獄—外畑—宇治』の廻遊線の設定が提案されている (p.6)。このため、例えば「四. 各局部ノ施設並ニ改良案」の章には「(十四) 雑」を含む14の具体的な改良案が提示されているが、それらの位置を筆者らの推測も交えながらとなるが「宇治公園計画設計図」上に示すと (図-6), 巨椋池や宇治湖、喜撰山など「宇治橋ヨリ天ヶ瀬附近ニ至ル宇治川兩岸一帯ノ区域」では完結しない提案も含まれていることがわかる。

#### (2) 宇治保勝会による遊覧地形成区域に対する提案

次に、「四. 各局部の施設並に改良案」の章に記された14の具体的な改良案 (図-6) のうち、宇治保勝会の公園計画範囲からは外れていた「(六) 自然式植物園」「(七) 白川流域」「(八) 宇治より堰堤に至る道路並木及休憩設備」「(十) 宇治湖の利用」「(十一) 沿岸一帯の森林の取扱」「(十三) 巨椋湖並に宇治橋下方宇治川堤防の利用」「(十四) 雑」と、宇治保勝会の提案には含まれない新しい提案であった「(三) 水泳場及船溜場」を除く、宇治保勝会の公園計画や事業とほぼ同じ範囲に対する6つの改良案を取り上げて、宇治保勝会の公園計画との類似点や相違点を指摘する。

##### a) 宇治川沿岸遊歩道沿いの景観保全

「(一) 平等院前川沿散歩道」と「(二) 平等院南方



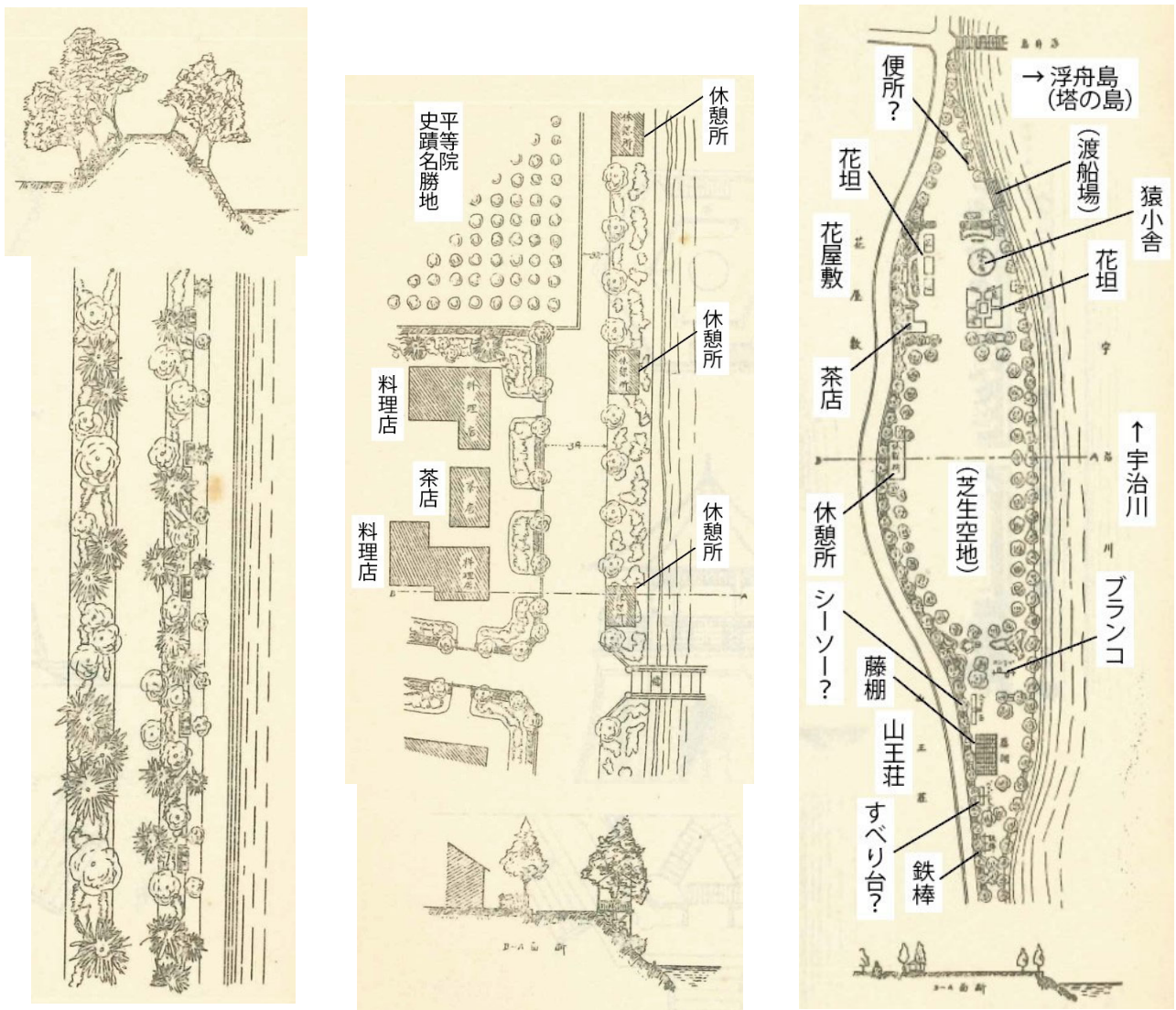


図-7 (左) 「(一) 平等院前川沿散歩道」, (中央) 「(二) 平等院南方川沿料理店附近」, (右) 「(四) 広場及児童遊園」  
 (「宇治町公園計画案」収録図上に、筆者加筆)

川沿料理店附近」の改良案は、平等院附近の宇治川沿岸遊歩道沿いの植栽という点で宇治保勝会の公園計画範囲と一致する。このうち「(一) 平等院前川沿散歩道」は、「本道路斜面上ニハ現在さくら、もみじ、まつ等ノ喬木植栽シアルモ此等ノ樹木ニハ尚ホつち、ぼけやまぶきどうらん、はぎ等ノ灌木ヲ所々群團状ニ植栽シ一層植物ノ美観ヲ發揮セシメル、又斜面ノ中央ニアル歩道上ニハ凡ソ七、八間オキニ腰掛ヲ配置シテオク。」(p.6) という改良案である。現在も喬木の生えている道路斜面上にさらに灌木を植栽する、歩道沿いにベンチを設置する、という内容である。道路法面への植樹は宇治保勝会の公園計画でも取り組まれた内容である(図-7(左))。

「(二) 平等院南方川沿料理店附近」は、「平等院南境ヨリ花屋敷北方道路交叉点付近ニ至ル水辺道路ニ沿テ茶店料理店等醜悪ナル建物軒ヲ並ベ遊覧者ノ興ヲ殺グルコト夥シ。将来ハカハル建築物ヲ道路ニ直接シテ建ツ

ルコトヲ禁ズルト共ニ、現代アルモノモ成ルベク速ニ改築セシムベキナリ。」という、河岸遊歩道沿いに立地する店舗の景観対策である。遊歩道の川側には「満酒ナル棧敷」を設置し無料休憩所として提供することを提案する。一方、川と反対側の道路沿いには「茶店、料理店等ヲ置クモ妨ゲナケレト、建築ノ様式ハ周囲ノ風景ニ調和スベキ穩健優雅ノモノタラシメ、且ツソノ建物ハ道路ニ直接シテ設ケズニ間乃至三間ノ前庭ヲ置キテ、遊覧客ヲシテドコマデモ公園内ヲ通行シ居ルノ感ヲ失ハシメナイヤウニスル」(p.7)、つまり店舗建築の意匠に配慮することと、セットバックによって緑豊かな滞留空間となる前庭を確保することを提案している(図-7(中央))。

#### b) 広場の増設

根本方針でも「現在唯僅カニ浮舟島アルノミニシテ…(中略)…他ニ新シク広場設定ノ要ガアル」(p.5)と指摘されていたが、「(四) 広場及児童遊園」の改良案

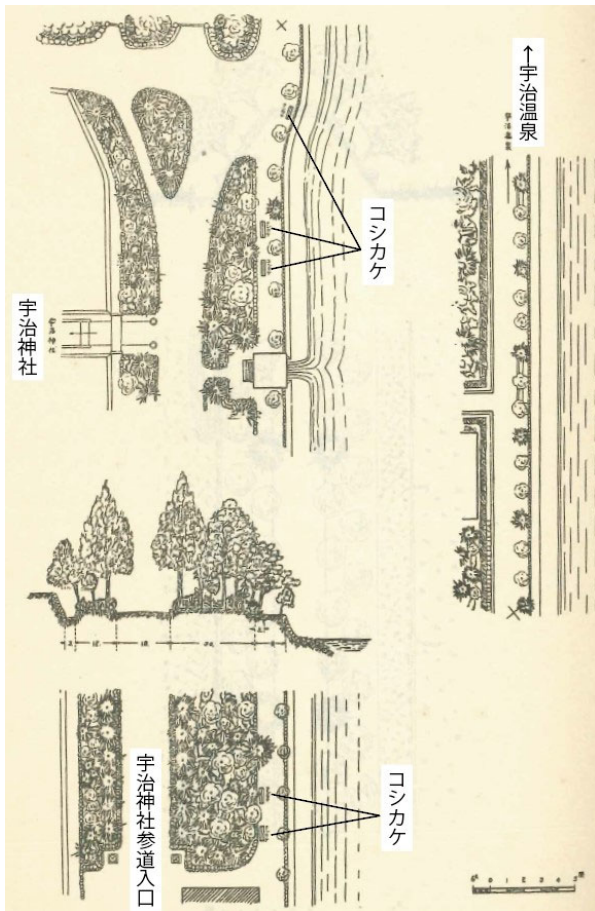


図-8 「(九) 宇治神社参道及宇治温泉へノ道路」(「宇治町公園計画案」収録図上に、筆者加筆)

では、「花屋敷前ヨリ山王荘前」の家屋を撤去しそこに「広場及児童遊園地」を設けるべきとした。具体的には「各種ノ催事ヲスルニ便利」な芝生広場や、渡船場・猿小屋・花壇・茶店・便所などの一角、児童用の遊戯具を備え付けた部分などが必要であるとした(図-7(右))。

#### c) 山上の開発

宇治保勝会による公園計画では、宇治発電所によって開発される朝日山の山上に平地を造成してそこに通じる道路も新設する、という構想があった。

改良案のうち「(五) 展望台及其附近」(pp.8-9)は、楨ノ尾山の山上に展望台を設置する案で、付近にはベンチだけでなく必要に応じて茶店を置くこともよしとされた。「(十二) 山上道路の開設」(p.14)は仏徳山、朝日山、喜撰山などの山頂・山腹に道路を開設して、眺望や森林浴を楽しめるようにするための提案である。根本方針で「俯瞰的眺望ヲ恣ニスベキ適当ナル場所ガ設備セラレナイヲ遺憾トスルガ故ニ是非共カハル場所ヲ設置スルノ要ガアル」(p.5)と指摘しているため、それに応えるべく、新しい風景の楽しみ方の創出を狙ったものである。

#### d) 参道および社叢の森厳さの確保

「(九) 宇治神社参道及宇治温泉へノ道路」では、「宇治神社参道ノ両側ニハ現在すぎ、まつ、かし等雑然トシテ立ち道路ト樹林地トノ境界不分明ニシテ樹下地面踏ミ荒サレ、體裁ノ上ヨリモ亦樹木生育ノ上ヨリモ甚ダ寒心スベキ状態ニアルヲ以テ之ガ改良ヲナスノ要ガアル」(pp.10-11)と指摘し、社叢の保護のために、道路沿いに杉並木を仕立て、樹林地内に「ひのき、かし、しひ、さかき等ヲ補植シ尚ホ下木トシテあせび、どうだん、ひさかさ、あをさ等ノ灌木ヲ植栽」して、簡易な柵を設け、「参道林トシテノ森嚴味ヲ増サシムルト同時ニ柵リ二人ノ出入スルノ出来ナイヤウニスル」ことが必要とした。また宇治温泉へと続く川岸の道路は、「樹林地ヨリ一尺位低キヲ以テ兩者ノ境界ニハ参道ノ両側ニ於ケルガ如ク石ヲ敷キ並ベル」ことで、樹林地が踏み荒らされることを阻止したうえで、遊歩道としての植栽とベンチの設置を行うべきとした(図-8)。

これらはいずれも、社叢の森厳さを維持するための方策であり、遊覧客のために花木を植栽した宇治保勝会の公園計画には見られなかったものである。

## 4. おわりに

本研究の成果は以下のようにまとめられる。

- 1) 宇治保勝会によって構想された「公園計画」は、水力発電所の建設を契機とする観光開発計画であり、宇治川畔、中洲、そして発電所放水路の貯留池や近隣の山上までを含む大規模公園整備構想であった。それに伴って実現した各種事業によって、当地を遊覧するための遊歩道ネットワークが形成され、かつその後の地区の修景の方針決定につながった。その他にも宇治保勝会は正式な公園であった塔の島公園への松の植樹や、宇治川沿いに点在するの名所旧蹟をつなぐ遊歩道周辺を一体的に美化し、遊覧地を彩るための活動を行った。
- 2) 宇治町長からの依頼を受けて本多静六らによって立案された「宇治町公園計画案」は、宇治保勝会によって形成されてきた遊覧地の拡充のみを目的としたものでなく、その範囲を超えた「公園都市」の形成を視野に入れた計画であった。その結果、理念レベルではあるが公園都市としての都市計画についての提案が含まれ、かつ宇治保勝会によって形成されてきた遊覧地区域にとどまらない多様な具体案が盛り込まれた。宇治保勝会によって形成されてきた遊覧地の区域に関しても、遊歩道沿道の植樹や山上の開発などは既往の整備方針から大きく外れるものではなかったが、遊歩道沿いの建物のセットバックによる前庭の確保、塔の島公園以外の広場・児童公園の

創出、神社参道と社叢の森厳さの確保などが提案され、宇治保勝会によって整えられてきた遊覧地の質をさらに向上させるための新しい視点が含まれていた。

この「宇治町公園計画案」が、後年の宇治都市計画の風致地区指定や、その後に進められていく公園整備事業にどのような影響を与えたのかについては、今後別稿にて検討していきたい。

謝辞：本研究は JSPS 科研費 JP 20K06115 の助成を受けたものである。

#### 参考文献

- 1) 京都府 HP：宇治公園（風致公園），  
<https://www.pref.kyoto.jp/koen-annai/uji.html>，2022年8月30日閲覧
- 2) 日本公園百年史—総論・各論—，日本公園百年史刊行会，pp.579-580，1978.
- 3) 林屋辰三郎・藤岡謙二郎：宇治市史，第4巻，pp.206-212，宇治市，1978.
- 4) 京都日出新聞 1902（明治35）年10月8日「宇治保勝会」
- 5) 林屋辰三郎・藤岡謙二郎：宇治市史，第4巻，p.204
- 6) 林倫子：宇治川水力発電事業第一期工事における風致対策の検討過程，土木学会論文集D2（土木史），Vol.72，No.1，pp.53-67，2016.
- 7) 大阪朝日新聞京都附録 1909（明治42）年2月21日「宇治の発展 電話は本日より開通」
- 8) 京都日出新聞 1911（明治44）年10月4日「宇治橋の擬寶珠下附願」
- 9) 林屋辰三郎・藤岡謙二郎：宇治市史，第4巻，p.383
- 10) 京都日出新聞 1933（昭和8）年7月11日「宇治を讃ふる座談会」
- 11) 本多静六，関口錠太郎：宇治町公園計画案，宇治町役場，1927（昭和2）年11月1日
- 12) 林屋辰三郎・藤岡謙二郎：宇治市史，第4巻，pp.386-387
- 13) 舟木宗治：宇治名勝案内記，p.24，1903.
- 14) 宇治市歴史資料館：JR奈良線開通111年記念パノラマ地図と鉄道旅行，pp.42-43，2007.
- 15) 大阪朝日新聞京都附録 1909（明治42）年11月2日「宇治公園計画」
- 16) 大阪朝日新聞京都附録 1910（明治43）年4月1日「宇治公園の設計」
- 17) 大阪朝日新聞京都附録 1911（明治44）年6月13日「宇治公園認可」
- 18) 大阪朝日新聞京都附録 1911（明治44）年6月19日「宇治公園の施設」
- 19) 京都日出新聞 1912（明治45）年7月2日「宇治名勝の増加」
- 20) 林安繁：回顧七十年，pp.258-259，宇治電ビルディング，1948.
- 21) 林屋辰三郎・藤岡謙二郎：宇治市史，第4巻，pp.206-212
- 22) 京都府庁文書『大正八年 法人 名所旧蹟 公園社寺部』，「公園ニ関スル調（大正八年十月一日現在）」
- 23) 宇治市歴史資料館：宇治川十帖 川をめぐる十の物語，p.44，2008.
- 24) 宇治市歴史資料館：流域紀行 宇治川の原風景をたずねて，pp.16-17，2008.
- 25) 久世郡役所文書『大正六年 名勝旧蹟関係書類』，「宇治川沿岸山吹植栽施業要項」，1919（大正8）年2月22日
- 26) 京都府庁文書『大正13年 教会 史蹟名勝天然記念物保存 公園 法人 社寺課』，「風致保存上樹木植栽件」，1923（大正12）年3月28日